

2026年度 英語エキスパート教員 採用選考募集要項

【選考の目的】

大阪府教育委員会では、グローバル化に対応した英語教育に取り組む高等学校（中高一貫校を含む）へ英語エキスパート教員を配置し、各校の英語4技能に対応した授業づくりと、授業を担える教員の育成をすすめるため、英語エキスパート教員の採用選考を実施します。

【英語エキスパート教員の概要】

- 府立高等学校英語教員（※）として高度な言語活動を含めた4技能統合型授業を実施。
- 教材作成のスキルや指導のノウハウを他の英語科教員と共有。
- 分掌業務やクラブ顧問など、教員としての業務全般も担当。
- 任期の定めのない教員として任用（定年まで雇用）。
- 給与は、大学卒業者が月額約298,000円、修士課程修了者が月額約311,000円で、経歴等に応じて加算（これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合あり）。
- 教員免許の有無や国籍は不問。

*府立高等学校だけでなく、府立中学校に赴任することもあります。

【求める人物像】

- 他者を思いやることができ、子どもに積極的に心を開いていくことができる人
- 高い英語力をもち、英語4技能の統合型授業を実施するための専門的知識・実践的指導力を備えた人
- 教員として必要なコミュニケーション能力（日本語・英語）を備え、まわりの人々と良好な人間関係を構築することができる人

1 出願期間・選考日程

出願期間	2025年3月7日(金)午前10時00分から	2025年5月16日(金)午後6時00分まで
	【1次選考】 2025年6月7日(土)	【2次選考】 2025年7月12日(土)
選考日	2025年7月13日(日)	※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。
※	日時は、日本時間で表示しています（海外在住の方はご注意ください。以下、同じ）。	※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。

2 募集人数

10名程度

3 職務内容

大阪府公立学校教員として、高度な言語活動を含めた4技能統合型授業を行うとともに、クラブ顧問や分掌業務など、教員としての業務全般を担当する。また、研究授業や教科会議などの機会を利用し、教材や指導のノウハウを配置校の英語教員に普及していくとともに、公開授業などの機会を通じて、他校にも指導実践を発信する。

4 受験資格

1964年4月2日以降に生まれた方で、次の①から④の要件をすべて満たしていること。

なお、教員免許状の有無や国籍は問いません。

① 学歴について、次のaからcのいずれか1つを満たしていること

(a) 英語が第一言語、又は公用語とする国において、大学又は大学院（短期大学を除く。）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得していること。

(b) TESOL等「英語教授法」の資格（※）を有し、大学又は大学院（短期大学を除く。）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得していること。

※ 英語教授法に関する資格とは、次のものをいいます。

TESOL、TEFL、TESL、CELTA、DELTA

（注）出願時に、各種英語教授法の資格を証する書類の写しの提出が必要です。詳しくは、P.5の「6 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

(c) CEFR C1相当の英語力（※）を有し、大学又は大学院（短期大学を除く。）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得していること。

※ CEFR C1相当の英語力とは、次のものをいいます。ただし、実用英語技能検定以外については、2025年12月までに受験したスコアに限ります。

・実用英語技能検定 1級

・TOEFL iBT スコア 95点以上

・ケンブリッジ英語検定 スコア 180以上

・IELTS (アカデミック・モジュール／オーバーオール・バンド・スコア) スコア 7.0以上

・GTEC CBT スコア 1350点以上

・TEAP スコア 375点以上

・TEAP CBT スコア 800点以上

・TOEIC L&R/TOEIC S&W スコア 1845点以上

（注）出願時に、各種英語試験のスコア証明書の提出が必要です。詳しくは、P.5の「6 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

- ② 2026年3月31日までに、次のaからdの教育関連機関での勤務経験が通算3年以上（実勤務月数として36月以上。休職期間は含まない。）であること。なお、いずれも週10時間以上、英語の指導をしたものに限る。
- (a) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（講師、外国語指導助手等。）
 - (b) 学校教育法第1条に規定する大学（助教、助手、講師等）
 - (c) 企業（語学学校を含む。小学生、中学生、高校生、大学生もしくは社会人に英語を指導したものに限る。）
 - (d) 日本以外の国にある教育施設（※）
- ※ 英語を第一言語、若しくは公用語とする国、又はその他の国の小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、語学学校の勤務経験を対象とする（小学生以上に英語を指導したものに限る。）。

【②の例】

例1) 高等学校で外国語指導助手として3年勤務。

例2) 高等学校で外国語指導助手として1年勤務、大学の外国語教科の助手として2年。
あわせて通算3年勤務。

（注）各種勤務経験に関する在職証明書（職種、業務内容、勤務期間、週当たりの英語の指導を行った時間数の記載があるもの。）原本の提出が必要です。ただし、大阪府教育委員会での任用に関する在職証明書の提出は不要です。詳しくは、P.5の「6 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

- ③ 地方公務員法第16条、学校教育法第9条（※）及び教育職員免許法第5条第1項の各号に該当しないこと。
- ※ 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「禁錮以上の刑に処された者」には、以下の期間にある者も含みます。
- ・禁固以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁固以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処されることなく10年間を経過するまでの間

（注）高等学校教諭免許状「外国語（英語）」をお持ちでない方も受験できます。ただし、採用にあたっては、特別免許状の取得が条件となります。詳しくはP.9「12 特別免許状の取得に係る手続き等」及びP.10「14 採用」をご覧ください。

- ④ 1999年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）に該当しないこと。

【参考】※2025年2月28日現在

地方公務員法

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許法

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 18歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 五 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法 附則（1999年12月8日法律第151号）

第3条 民法の一部を改正する法律（1999年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることと

がつこうきょういいくぼう	ふそく	ねん	がつ	にちほうりつだい	こう
学校教育法 附則（1999年12月8日法律第151号）					
だいじょう みんぱう いちぶ かいせい ほうりつ ねんほうりつだい ごう ふそくだい じょうだい こう きてい じゅうぜん れい					
第3条 民法の一部を改正する法律（1999年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることと					
される準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。					
がんばう いちぶ かいせい ほうりつ ふそく わんほうりつだい こう					
民法の一部を改正する法律 附則（1999年法律第149号）					
だいじょう きゅうほう きてい きんちゃん せんこく しんばう きてい こうけんかいし しんばん とうがいきんちゃん せんこく う					
第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた					
きんちゃんしゃなら こうけんにんおよ こうけんかんじくにん とうがいこうけんかいし しんばん う せいねん ひ こうけんにんなら せいねんこうけんにんおよ					
禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は、当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。					
2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。					
3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。					

5 加点要件

英語教授法に関する資格を持っている場合は、資格を証する書類の写しの提出により、合計得点に加点をします（※）。

※第1次選考において加点します。また、第2次選考は、その加点された第1次選考の点数と第2次選考の点数の合計点で判定します。

6 受験資格等にかかる書類の提出について

次の①から③の書類を指定する期限までに、必ず提出してください。書類の提出がなかった場合、受験資格、加点、並びに選考を受験し得た一切の資格を失います。

- ① 4 受験資格①の（b）英語教授法に関する資格、又は（c）CEFR C1相当の英語力に関する証明書類の写し <該当者のみ>
- ⇒出願期間内に、電子申請又は郵送にて提出してください。
- ・（b）は出願書類とあわせて「英語教授法の資格を証する書類」の写しを提出してください。
 - ・出願期間までに取得したものに限ります。
 - ・（c）は出願書類とあわせて「各種英語試験のスコア証明書（スコア証明書を表示したインターネットの画面のコピーでも可）」の写しを提出してください。（※）
 - ※ 実用英語技能検定以外については、2025年12月までに受験したスコアに限ります。
 - ・出願時にスコアの証明書が入手できない場合は、その旨を事前にご連絡いただき、スコア証明書の入手後、すみやかに提出してください。

- ② 各種勤務経験に関する在職証明書（職種、業務内容、勤務期間、週当たりの英語の指導を行つた時間数の記載があるもの。）の原本 <全員>
 ⇒ 第2次選考試験当日までに、郵送で必ず提出してください。
 （注）大阪府教育委員会での任用に関する在職証明書の提出は不要です。

- ③ 英語教授法に関する資格を対象とした加点に係る資格を証する書の写し <該当者のみ>
 ⇒ 出願期間内に電子申請又は郵送にて提出してください。（出願期間までに取得したものに限ります。）

7 選考方法

【1次選考】

○書類選考（受験資格：P.2 「4 受験資格」を参照してください。）

○指導案作成（使用言語：英語）

[選考の内容]

- ・ 提示される教材を基に、1時間分の指導案を作成する。
- ・ 単元の目標や指導計画があらかじめ書かれた指導案に、指導計画の中から任意の1時間分を選んで、「本時の指導」の箇所を手書きで記入する。

[主な評価の観点]

- ・ 与えられた単元の目標を達成するための具体的な授業内容になっているか。
- ・ 生徒の活動と教師の活動が具体的に書かれているか。
- ・ 講義形式・ペア学習・グループ学習などの複数の授業スタイルを取り入れているか。
- ・ 導入・展開・まとめの時間配分が適切か。
- ・ 英語エキスパート教員としてふさわしい英語力、指導方法に関する知識（専門性）を備えているか。

【2次選考】

○面接・模擬授業等による選考

ア 個人面接（使用言語：日本語）

[主な評価の観点]

- ・ 教員として必要な日本語能力（聞く・話す）を備えているか。
- ・ 社会人としての望ましい態度であるか。
- ・ 望ましい対人関係を築ける資質を備えているか。
- ・ 学校教育を取り巻く状況や課題を理解しているか。
- ・ 英語エキスパート教員に期待される役割を理解しているか。

イ 模擬授業（使用言語：英語）

1次選考で作成した指導案を基に、生徒役の面接官を相手に模擬授業を実施。模擬授業終了後に、授業内容等に関する質疑を実施する。

[主な評価の観点]

- 生徒の意欲を高め、関心を引き付けられるか。
- 生徒に対して適切な言葉で理解させようとしているか。
- 教員として必要な教科（科目）の専門的な知識を備えているか。
- 英語エキスパート教員としてふさわしい英語力、指導力を備えているか。

8 出願方法

電子申請（インターネット）でのみ受け付けます。郵送及び持参による受付は行いません。

出願期間	<p>2025年3月7日（金）午前10時00分から 2025年5月16日（金）午後6時00分まで</p> <p>出願期間終了間際はアクセスが集中し、手続きを完了できない恐れがありますので、余裕を持って手続きしてください。出願期間内に申し込み手続きを完了しなかつた場合、いかなる理由があっても受付しません。</p>
出願方法	<p>大阪府英語エキスパート教員採用選考のホームページから申込み (https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html)</p>
申込の流れ	<p>①大阪府行政オンラインシステムの利用者登録（メールアドレス等の登録） 登録したメールアドレスに、受験に関する重要な通知等をメールで送信します。</p> <p>②利用者ID・パスワードを設定し、ログイン 利用者ID・パスワードは再発行できません。出願時や受験票を入手する際に必要となりますので、必ず確認し、保管しておいてください。</p> <p>③申込内容の入力 申込内容は画面を印刷するなど、出願後に確認できるようにしておいてください。</p> <p>④受験申込み完了 受験申込み完了時には「申込みが完了しました。」と画面表示されるとともに、①で登録したメールアドレスに「申込み内容到達のお知らせ」のメールが送信されます。</p>

* 利用者ID・パスワードは、受験票・選考結果を受ける際に必要です。必ず保管してください。

※ 英語教授法に関する資格に関する加点には、資格を証する書の写しの提出が必要です。ただし、出願期間までに取得したものに限ります。詳しくは、P.5の「6 受験資格にかかる書類の提出について」をご覧ください。

9 受験票の交付

(1) 受験票 (PDF形式のファイル) については、出願時に登録したメールアドレス宛に送信します。
受験票送付期間 (予定)

【1次選考】 2025年5月26日(月)から同年5月30日(金)
【2次選考】 2025年6月30日(月)から同年7月4日(金)

[注意事項]

- 上記期間に届かない場合や受験票がダウンロードできない場合は、1次試験については、2025年6月5日(木)午後6時00分までに、2次試験については、2025年7月10日(木)午後6時00分までに、出願先までご連絡ください(連絡先:P11参照)。
- メールの受信を制限している場合は、「@sbox.pref.osaka.lg.jp」からのメールを受信できるようにしてください。出願者個人の受信設定によりメールが届かない場合については対応できません。
- 出願後に住所、氏名、メールアドレスに変更があった場合は、速やかに連絡してください。

(2) 受験票が届いたら、必ず内容を確認のうえ、届いた受験票を印刷し、写真や結果通知書郵送用切手を貼付し、指定欄に自署の上、各テスト当日に持参してください。

[注意事項]

- 選考の日時・集合時刻・選考会場などの詳細は、受験票で通知します。出願状況などにより日時を変更することがありますので、必ず受験票の内容を確認してください。また、いかなる理由があっても、日時・集合時刻・選考会場の変更は認めません。
- プリンターをお持ちでない方は、コンビニエンスストアのプリントサービス等を利用するなど、各自で印刷してください。
- 切手は日本国内の場合は110円、海外の場合は各自必要な金額を、過不足なく添付してください。

10 選考日時・選考会場

※ 選考会場・集合時刻・携行品などの詳細は、受験票で通知します。
※ 選考会場までの交通費は自己負担です。

<p>選考日</p> <p>【1次選考】 2025年 6月 7日 (土) 【2次選考】 2025年 7月 12日 (土) 2025年 7月 13日 (日)</p> <p>※2次選考は、上記日程のいずれか1日を指定します。 ※出願者多数の場合や、自然災害等により上記日程での実施が困難である場合には、他に選考日を設けることがあります。</p>	<p>選考会場</p> <p>大阪府庁咲洲庁舎</p>
--	------------------------------------

11 選考結果の発表

<1次選考>

<p>発表日</p>	<p>2025年 6月 30日 (月) (予定)</p>
<p>発表方法</p>	<p>[本人通知] 本人あてに合否を郵送で通知します。</p> <p>[インターネット] 合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html</p>

<2次選考(最終結果)>

<p>発表日</p>	<p>2025年 7月 31日 (木) (予定)</p>
<p>発表方法</p>	<p>[本人通知] 本人あてに合否を郵送で通知します。</p> <p>[インターネット] 合格者の受験番号を下記ホームページに午前10時に掲示します。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuin/nativeteacher/index.html</p>

12 特別免許状の取得に係る手続き等

(1) 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を有していない方であっても、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められた場合に授与される免許状です。

一般的な免許状（以下「普通免許状」）がすべての都道府県で効力を有するのに対して、特別

免許状は発行された都道府県でのみ効力を有しますが、教科指導等ができる範囲は普通免許状と変わりません。

(2) 特別免許状の取得に係る手続きについて

特別免許状の取得については、「英語エキスパート教員採用選考」の合格決定後、採用選考の内容を踏まえて、教育職員免許法の規定に従い「高等学校 外国語(英語)」及び、「中学校外国語(英語)」の申請手続きを行います。手続きの詳細については、別途、採用選考の合格者にお知らせします。

【参考】

教育職員免許法

第5条 (略)

- 2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。(略)
- 3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持つている者

13 採用までの手続き

英語エキスパート教員採用選考合格後(高等学校(英語)、並びに中学校(英語)の教諭免許状を所有されていない方は、特別免許状の取得手続き後)、採用手続きに必要となる書類を指定する期日までに提出していただきます。

また、説明会や資料送付による自主研修を予定しているほか、採用前に指定診療所で健康診断を受診していただきます。(詳細については、別途、合格者に対してお知らせします。)

14 採用

- 原則、2026年4月1日に採用を決定します。
- 日本国籍を有する方は教諭に、日本国籍を有しない方は任用の期限を付さない常勤講師に任用し、その職名は教諭(指導専任)とします。ただし、日本国籍を有しない方については、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。なお、在留資格等の取得については、ご自身での手続きが必要となります。
- 職員の定年等に関する条例に基づく定年退職日のほか、任期の定めはありません。
- 受験資格要件を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合あるいは、出願内容等に虚偽の記入があった場合には、合格の取消し又は、受験を無効とすることがあります。なお、事実確認の必要が生じた場合には、本人等に照会します。
- 採用後は、府立学校に配属し、グローバル化に対応するための4技能に特化した英語教育に取り

- 組んでいただきます。
- 採用手続き及び採用後の諸手続き（宣誓、任命、研修等）並びに、配属後の学校での職員会議や評価面談等の学校運営業務は、すべて日本語で行います。

15 給与及び勤務条件

- 一般教員と同じ給与及び勤務条件となります。
- 地方公務員の採用は、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、すべて条件付の採用となります。採用から1年間は条件付採用であり、その間にその職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります（地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条第1項）。
- 初任給は、2025年4月1日採用者で、大学卒業者が月額約298,000円、修士課程修了者が月額約311,000円です。これらの月額は、給料月額+教職調整額（給料月額の4%）+地域手当（給料月額に教職調整額を加算した額の11.8%）+義務教育等教員特別手当の合計額です。上記金額には、教職調整額・地域手当・義務教育等教員特別手当が含まれています。なお、これらの月額は、人事委員会勧告などを踏まえて変更される場合があります。
- また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。
- なお、60歳に達した日以後の採用者は、これらの合計額の7割水準となります。
- 勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（高等学校の定時制課程（夜間）は、午後1時15分から午後9時45分まで）です。ただし、学校によって若干異なる場合があります

参考：2025年度 英語エキスパート教員採用参考

	応募者数	1次試験合格者数	最終合格者数	倍率
結果	33	15	4	8.25

【出願先・問合せ先】

〒540-8571 (府庁専用郵便番号)のため住所記入不要
 大阪府教育局 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ
 電話 06-6941-0351 (代表) 内線：6893
 MAIL kyoshokuin-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp
 ※問合せは原則メールでお願いいたします。